

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年10月6日
【会社名】	株式会社ライオン事務器
【英訳名】	LION OFFICE PRODUCTS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 俊泰
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市長田中三丁目5番44号
【電話番号】	06(6747)5681（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 財務部長 森 貴文
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区東中野二丁目6番11号
【電話番号】	03(3369)1111（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 財務部長 森 貴文
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 113,678,235円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ライオン事務器本社 （東京都中野区東中野二丁目6番11号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年9月5日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年9月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当639,900株の募集の条件、その他この新株式発行に関し必要な事項を2025年10月6日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出しとシンジケートカバー取引について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	639,900(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注)1 2025年9月5日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、2025年9月5日及び2025年9月25日開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式1,469,000株の新株式発行及び31,700株の自己株式の処分に係る一般募集(以下「一般募集」という。)並びに2,765,700株の引受人の買取引受による売出しの決議を行っておりますが、一般募集及び引受人の買取引受による売出しに当たり、その需要状況を勘案した上で、主幹事証券であるみずほ証券株式会社が当社株主である株式会社大塚商会(以下「貸株人」という。)より639,900株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とし、払込期日を2025年11月12日とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

また、みずほ証券株式会社は、2025年10月15日から2025年11月7日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返却に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 一般募集を中止した場合には、本件第三者割当増資も中止いたします。

4 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	639,900(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注)1 2025年9月5日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、2025年9月5日及び2025年9月25日開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式1,469,000株の新株式発行及び31,700株の自己株式の処分に係る一般募集(以下「一般募集」という。)並びに2,765,700株の引受人の買取引受による売出しの決議を行っておりますが、一般募集及び引受人の買取引受による売出しに当たり、その需要状況を勘案した結果、主幹事証券であるみずほ証券株式会社が当社株主である株式会社大塚商会(以下「貸株人」という。)より借入れる当社普通株式639,900株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とし、払込期日を2025年11月12日とする当社普通株式639,900株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

また、みずほ証券株式会社は、2025年10月15日から2025年11月7日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数(639,900株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返却に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 一般募集を中止した場合には、本件第三者割当増資も中止いたします。

4 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他のものに対する割当(注)1	639,900	113,678,235	62,108,694
募集株式のうち一般募集	-	-	-
発起人の引受株式	-	-	-
計(総発行株式)	639,900	113,678,235	62,108,694

(注)1 第三者割当の方法によります。

- 発行数は、上記記載の株数ではありますが、前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載の発行数の減少により、減少する場合があります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社		
割当株数	639,900株(注)1		
払込金額	124,217,388円(注)2		
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 浜本 吉郎	
	資本の額	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数	-
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項	-		

(注)1 割当株数は、上記記載の株数ではありますが、前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載のとおり、割当株式数が減少する場合があります。

- 払込金額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、一般募集における仮条件(209円~213円)の平均価格(211円)を基礎として算出した見込額であります。また前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載のとおり、発行数の減少により払込金額も減少する場合があります。
- 資本の額、大株主及び出資関係は、2025年8月31日現在におけるものであります。

(訂正後)

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他のものに対する割当(注)1	639,900	113,678,235	62,697,402
募集株式のうち一般募集	-	-	-
発起人の引受株式	-	-	-
計(総発行株式)	639,900	113,678,235	62,697,402

(注)1 第三者割当の方法によります。

- 発行数は、上記記載の株数であります。前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載の発行数の減少により、減少する場合があります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社		
割当株数	639,900株(注)1		
払込金額	125,394,804円(注)2		
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 浜本 吉郎	
	資本の額	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数	-
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項	-		

(注)1 割当株数は、上記記載の株数であります。前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載のとおり、割当株式数が減少する場合があります。

- 払込金額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載のとおり、発行数の減少により払込金額も減少する場合があります。
- 資本の額、大株主及び出資関係は、2025年8月31日現在におけるものであります。

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)2	100	2025年11月11日(火)	-	2025年11月12日(水)

(注)1 発行価格は、一般募集において、2025年10月6日に決定される予定の引受価額と同一の金額といたします。
また、発行価格と会社法上の払込金額とは異なります。なお、資本組入額は、資本組入額の総額を本第三者割当増資の発行数で除した金額となります。

- 2 申込方法は、申込期間内に「(3)申込取扱場所」に記載の申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に「(4)払込取扱場所」に、割当価格にて払込むものとします。
- 3 全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 4 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
195.96	97.98	100	2025年11月11日(火)	-	2025年11月12日(水)

(注)1 申込方法は、申込期間内に「(3)申込取扱場所」に記載の申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に「(4)払込取扱場所」に、割当価格にて払込むものとします。

- 2 全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。

(注)1の全文削除及び2、3、4の番号変更

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
124,217,388	1,000,000	123,217,388

(注)1 新規発行による手取金の使途とは本件第三者割当増資による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本件第三者割当増資に係る諸費用の概算額であります。

- 2 払込金額の総額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、一般募集における仮条件(209円~213円)の平均価格(211円)を基礎として算出した見込額であります。また、前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載の発行数の減少により、払込金額の総額及び差引手取概算額も減少する場合があります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
125,394,804	1,000,000	124,394,804

(注)1 新規発行による手取金の使途とは本件第三者割当増資による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本件第三者割当増資に係る諸費用の概算額であります。

- 2 払込金額の総額は、一般募集における引受価額と同一の価格の総額であり、また、前記「1 新規発行株式」の(注)2に記載の発行数の減少により、払込金額の総額及び差引手取概算額も減少する場合があります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

（訂正前）

上記の手取概算額123,217千円及び本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額283,315千円の手取概算額合計上限406,533千円については、今後の運用コストの増加を抑え、かつ、将来のA I等を用いた営業活動支援の強化に資する当社基幹システムへの投資に、2026年9月期に275,176千円、2027年9月期に131,357千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（訂正後）

上記の手取概算額124,394千円及び本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額286,077千円の手取概算額合計上限410,471千円については、今後の運用コストの増加を抑え、かつ、将来のA I等を用いた営業活動支援の強化に資する当社基幹システムへの投資に、2026年9月期に275,176千円、2027年9月期に135,295千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**オーバーアロットメントによる売出しとシンジケートカバー取引について**

（訂正前）

当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式1,500,700株の一般募集及び2,765,700株の引受人の買取引受による売出しの決議を行っておりますが、一般募集及び買取引受による売出しにあたり、その需要動向を勘案した上で、主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主である株式会社大塚商会から639,900株を上限として借入れる当社普通株式の追加的な売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほ証券株式会社が貸株人より借入れた株式の返却に必要な株式を取得させるために行われます。なお、当社は一般募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しに関し、2025年9月5日に有価証券届出書を、2025年9月26日に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ近畿財務局長へ提出しております。

また、主幹事会社は、2025年10月15日から2025年11月7日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返却に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（訂正後）

当社は、2025年9月5日開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式1,500,700株の一般募集及び2,765,700株の引受人の買取引受による売出しの決議を行っておりますが、一般募集及び買取引受による売出しにあたり、その需要動向を勘案した結果、主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主である株式会社大塚商会から借入れる当社普通株式639,900株の追加的な売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほ証券株式会社が貸株人より借入れた株式の返却に必要な株式を取得させるために行われます。なお、当社は一般募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しに関し、2025年9月5日に有価証券届出書を、2025年9月26日及び2025年10月6日に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ近畿財務局長へ提出しております。

また、主幹事会社は、2025年10月15日から2025年11月7日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数（639,900株）を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人への返却に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。